

裁判員等経験者との意見交換会議事録

1 日時

平成26年7月29日（火）午後2時30分から午後3時40分まで

2 場所

鹿児島地方裁判所大会議室

3 主催者

鹿児島地方裁判所

4 参加者

裁判員等経験者6人（裁判員経験者4人，補充裁判員経験者2人）

鹿児島地方裁判所長 石井寛明（司会）

鹿児島地方裁判所裁判官 安永武央

鹿児島地方検察庁検察官 桑田裕将

鹿児島県弁護士会弁護士 前原友紀子

5 議事内容等

別紙のとおり

(別紙)

第1 意見交換会

○司会者

裁判員，補充裁判員を経験された皆さんには，本日お忙しいところを御出席いただきまして，ありがとうございます。私は，司会進行を担当いたします鹿児島地裁所長の石井です。どうぞよろしく申し上げます。

さて，裁判員制度は，平成21年5月にスタートいたしまして，ちょうど5年が経過しました。これまでに多くの裁判員，補充裁判員の方々が参加してこられました。鹿児島でも，裁判所の規模の割には，多くの事件が裁判員裁判によって処理されてきたところです。

この間，国民の皆さんの理解と協力を得ることができ，また，我々法曹の側でも裁判を分かりやすく，一般の方々ができるだけ参加しやすいものにするためにいろいろと工夫を重ねてまいりました結果，おおむね順調に運営されてきたと考えております。

しかしながら，法廷における審理の進め方や評議の在り方など，まだまだ改善を要するところはたくさんあるかと思われまして，裁判員の方々の肉体的，精神的な負担の問題なども浮かび上がってきています。また，つい先日も，最高裁において，裁判員裁判で決められた量刑が重すぎるとの理由で原判決が破棄されたということがマスコミで話題となったところであり，法律専門家である裁判官と市民感覚の代表者である裁判員の方々のベストな協力態勢がどうあるべきかについては，これから更に検討を深めていかなければならない課題であろうと思っております。

この意見交換会は，裁判員裁判に参加された皆さんから率直な御意見，御感想を聞かせていただくことで，今後におけるより良い運営の参考にさせていただくという趣旨のもとに開催しております。

御出席いただいた皆さんには，裁判員裁判に参加されてお気づきになった点，感

想、あるいは裁判が終わってから考えたことなど、遠慮なく率直にお話しいただきたいと思います。

また、この意見交換会の結果は、国民の皆さんに議事録の形で広くお知らせすることになりますので、これから裁判員になるかもしれない皆さんにとって参考になるようなことがあれば、是非お話をいただきたいと思います。

本日の意見交換会には、比較的最近の裁判に参加された方々に御出席いただいておりますけれども、それでも皆さんが参加されてから相当の日時が経過しておりますので、御記憶が薄れた部分もあるかと思えます。少しでも当時の状況あるいは事件を思い出していただくために、皆さんには少し早目においでいただいて、関与された事件の書類を見ていただいたところです。また、皆さんがお座りになっている椅子は、当時の裁判員裁判で使われた評議室の椅子でございますし、傍聴席に並んでいる椅子は、裁判員候補者待合室にあったものです。当時の状況や裁判所の雰囲気は少し思い出していただけたかなと思えます。

それでは最初に、自己紹介も兼ねて、1番の方から順に2、3分程度ずつで、御自分が担当された事件の概要ですとか、審理の様子、裁判員、補充裁判員を務めてみての感想、苦労した点、あるいは終わってから考えたことなど、お話をいただければと思います。

では、1番の方からお願いします。

○経験者1

私が担当したのは、強盗致傷、強制わいせつです。

裁判員をやったの感想で、民意を反映するとか市民感覚をといることを言われますけれども、自分一人で考えて決めたことではなく、皆さんで評議して決めたことですので、そういう意味では参加したということ自体が意義あることかなとは思っておりますが、果たして裁判員としての使命が果たせたのかどうかということを考えてはあります。自分自身のこととしましては、自分自身を振り返るという意味では参加して良かった、させていただいて良かったなというふうに思います。

それから、自分の仕事がありますので、職務上のことでなかなか理解を得られないところがあったりというのは苦勞した点です。私の職場では休暇の制度がありますので、それについては問題なかったんですが、それとまた理解してもらえるというのは若干違うのかなと、逆に言うとそれが良かった点でもあるかなと思います。今後、周りでそういう人がいたときには幾らかでもサポートなりフォローなりできるんじゃないかなというふうに思っています。そういった形で今後貢献していければなと思っています。

○司会者

ありがとうございます。では、2番の方、お願いします。

○経験者2

私も1番の方と同じく、4か月前の強盗致傷及び強制わいせつの審議に入らせていただきました。特にですね、3名の裁判官、6名の裁判員及び2名の補充裁判員全員で審議をいたしましたので、心理的な苦痛とかそういうストレスになったということは特段ございませんでした。審議自体が3日間というどちらかというと比較的短い日程であったものですから、職場の問題とかその辺にも特段影響はございませんでした。

裁判員をして非常に良かった点は、そういったことに携われたことを国民の一つの義務として果たせたことはいいかないかと思いました。裁判員について聞かれたような場合は、是非体験したほうがいいという意味のことを伝えるよう努めているところでございます。

○司会者

ありがとうございます。では、3番の方、お願いします。

○経験者3

私は、補充裁判員の任命を受けまして、初めて裁判というものを体験させていただきました。それで、高齢者として、選任されたこともすごくありがたいことだったな、これを体験にして世の中を眺めていきたいなという感じはしました。私が審

議の中に入れてもらったのは、保護責任者遺棄問題ということでございまして、被告人としてもやむにやまれないことで行動したのかなと、その人なりの生活、状況をよく踏まえた上での判決だったなというふうに感じました。

○司会者

ありがとうございました。では、4番の方、お願いします。

○経験者4

私が担当した裁判員事件は、住居侵入、現住建造物の放火、あとは重過失致死の量刑を決める案件でした。最初に、無罪か有罪かを決めるものではなかったもので、その点に関しては心理的負担というものがとても軽くなった感じがしました。

感想としては、選ばれたときは、最初は一般から選ばれる裁判員も裁判に参加するっていうのを聞いてはいても、実際は裁判の流れを見学する形なのかなと思っていました。量刑について、その場で説明を受けて納得したら終わりなのかなと思っていまして、そのときに意見をちょっと尋ねられるぐらいかなと、補充裁判員に近いイメージだったんです。でも実際に裁判員になって評議していったら、きちんと意見を求められるし、法廷で発言する機会ももらえたりして、裁判員の意見も十分に考慮された審議で、見学ではなくて、本当に参加する制度だったので驚きました。素人の意見もちゃんと聞いてもらえる制度だったのですごくびっくりして、とてもいい経験をさせてもらえたと思います。

○司会者

ありがとうございました。では、5番の方、お願いします。

○経験者5

私も4番の方と同じ、住居侵入、現住建造物の放火、重過失致死の事件だったんですけども、実際に裁判員に選ばれるとは思ってもいなくて、実際に裁判員裁判に参加することによっていろんな事件に興味を抱いたり、職場でも、今回の事件に関して今まで余り興味を示してなかった同僚の方たちも、「こういう事件でこういうふうに判決が出たんだね。」とか、職場でいろいろと意見が出て、自分が裁判員

に選ばれて、周りのそういう関心も変わってきたので、それだけでも裁判員裁判に参加できて有意義だったのかなと思うところでした。

○司会者

ありがとうございました。では、6番の方、お願いします。

○経験者6

私が担当したのは、つい1か月も経たない前の屋久島の連続放火の裁判でした。1週間ぐらいの参加でしたが、それが長いか短いかということは、経験のないことです。なので全然分からなかったんですが、意外と長いんだなというのが正直な感想でした。

この屋久島の事件というのは、新聞等で、高齢者なのにすごいことをしたんだなという感想がありまして、実際、公判でその被告人を目の当たりにすると、小柄な高齢のどこにでもいらっしゃるおじいちゃんだなという感想で、よく二人焼死というようなことができたなというのが正直な気持ちでした。評議などを繰り返していくうちに、この裁判員制度というのは本当に民意が反映できる貴重な制度だなと思って、これからの制度に期待したいと思います。

○司会者

ありがとうございました。

それでは続いて、法曹関係の出席者の方々から、自己紹介を兼ねて一言ずつ発言をお願いしたいと思います。

では、安永判事からお願いします。

○裁判官（安永）

裁判官の安永です。お久しぶりでございます。よく、裁判員の皆様に、今こういうふうにして選ばれた皆さんと我々とは一期一会なんですよということを申し上げることがあるんですが、今日はこうして一期一会じゃなくて、再び皆さんとお会いすることができて非常にうれしく思っております。

裁判員制度に関しての皆様の御意見は、評議が終わった段階でアンケートに御記

入いただく形でお伺いしているところですが、恐らくそのときは終わった直後ということから、いろいろ自分なりにまとまり切らないところもあったんじゃないかと思しますので、こういうふうにしばらく時間を置いた段階で、多少冷静になって振り返ってみて裁判員制度について御意見などがおありでしたら、是非この場でお話をお聞かせください。今日は大変楽しみにしております。よろしく願いたします。

○司会者

では、桑田検事、願いたします。

○検察官（桑田）

鹿児島地検の検事の桑田です。私は、今回の裁判員の皆さんが参加された事件のうち、保護責任者遺棄致死事件と現住建造物等放火事件を担当しました。

検察官としても、裁判員の皆さんに分かっていただけるような分かりやすい立証をしたいと考えているところでして、このように裁判員の皆さんの生の声を聞けるというのは、今後の執務においても非常に役に立つと考えているものであります。今日は忌憚のない意見が聞けることを楽しみにしておりますので、是非よろしく願いたします。

○司会者

前原弁護士、願します。

○弁護士（前原）

鹿児島県弁護士会の弁護士の前原と申します。このように、裁判員の皆さんから意見を伺えるというのは、弁護士としてもとても貴重な機会です。よく説明が分かりにくいとか、声が小さくて分からなかったとか、様々な意見を伺うことがありますけれども、それらを生かして今後の活動に役立ててまいりたいと思っております。どうぞよろしく願いたします。

○司会者

皆さん、ありがとうございました。

それでは、順次幾つかの項目について、御出席の方々から御意見、御感想をいただきたいと思えます。

初めに、裁判員を経験しての負担に関してです。1番の方、2番の方が参加された事件は、包丁を使用した路上強盗事件でした。判決宣告の期日を入れて3日間という比較的期間の短い事件で、自白事件でもあったということであり、一般的には負担の少ない事件であったかなと考えております。もともと、公判審理の初日は、午前中に選任手続を行って、その日の午後から審理がすぐに開始されるという日程であったかと思えます。

実は、最近、鹿児島地裁では、選任手続から審理が始まるまでに数日あるいは1週間程度期間を置くやり方をしておるようです。これは裁判員の方々の御負担、心の準備、仕事や生活面での整理など、いろんなことを考えてのことかと思われそうですが、お二人が担当された当時はまだそういう運用になる前のことで、選ばれてすぐにその日から法廷に立つことになったかと思えます。

お聞きしたいのは、そういうことで心の準備ですとか、仕事や生活面の調整、そういうところでの御負担がどうであったかということです。それから、事件の途中で祝日を入れて3連休が挟まっていたのですが、途中で3日間休みが入ったことについて、一息つけて良かった、あるいは逆に記憶が薄れたとか緊張が途切れてやりにくかった、両方の御感想があらうかなと思えます。その辺も含めた御負担に関して、御意見、御感想があればお聞きしたいと思えます。

1番の方からいかがでしょうか。

○経験者1

実は、今日、この会に出る前に、傍聴というのを初めてしてみました。選任手続が終わってから裁判に入るまで仮に1週間あったとしたら、その間に1回傍聴をしてみて、裁判というのはこんな雰囲気なんだというのを知ってから入ることができたかなとは思いますが、私はそのまま裁判に入ったというのは負担にはならなかったように思えます。それから、間に3連休入りましたけれども、緊張が途切れるこ

ともなく、逆に3日間という短い時間で判決を決めていいのだろうかという気持ちがありましたので、この3連休というのは、しっかりまた考えることができたという意味では、逆に良かったような気がします。

○司会者

2番の方、同じ点についてお願いします。

○経験者2

当然、案件によって違うかと思いますが、私どもが担当した案件につきましては、この3日間の中で、まず選任手続がとられて、その午後から裁判に入ったという流れは良かったかと思います。初日、ある程度心の準備をして裁判所に来た次第ですし、職場にも、もし自分が選ばれたら3日間は裁判のほうに携わることになりますということで出てまいりましたが、そこは職場の理解があつてのことだと思えますので、私の場合はそれが良かったかと思います。

あと、3日間の休みについてですが、我々の場合は、2日目の評議の最後の段階で、評議がほとんどまとまっていたので、3日間の中に深く思い悩むとかいうことはなかったです。一通りは繰り返して考えることはありましたけども、それが判決に対して影響を及ぼすということにはなかったもので、私にとっては非常にいい流れの3日間を過ごさせていただいたと、そのように考えています。

○司会者

はい、分かりました。ありがとうございました。

一方で、3番の方が参加された事件は、お母さんが子どもさんを生み落として、すぐにそのまま放置して死なせてしまったという事件です。選任手続と審理の関係でいいますと、水曜日に選任手続があつて、翌週の月曜日から審理が始まったということで、数日間の余裕があつたわけですが、その点は、心の準備や調整などの点でやりやすかったかどうかということについてお伺いしたいと思います。

それから、裁判員を辞退できる御高齢でいらっしゃるわけですが、にもかかわらず参加いただいて、途中で疲れが出たとか、法廷で長時間話を聞いている

というのがつらかったとか、そういった御負担はどうであったかについて御意見を
いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○経験者3

先ほども話しましたが、初めての仕事ということで、何を話していいか分から
ず、また、裁判員という立場でどういう言葉で話したらいいのか、普通のしゃべ
り方じゃまずいのかなというような思いもありました。先ほどお話がありましたよ
うに、高齢者として選任されたということについても私の一生涯の誇りとして思っ
ているところであります。

ただ、この死体遺棄のことでございますけども、やはり周りの人の心が行き届か
ないで、犯人が一人で悩んでいたようですが、みんなが一人で悩まなくてもいいん
だと、前後のいきさつはどうであれ、家族に相談すべきことだよというふうに、優
しく話しかければこういう事態も起こらなかったんじゃないかなというふうな感想
を持っています。

○司会者

法廷でずっと黙ってお座りになっていて、お疲れになるようなことはなかったで
すか。

○経験者3

いや、初めての体験ですね、一生懸命でしたね。疲れるということじゃなくて、
次は何を話そうか、今度はどういう話があるのかなと、それで一生懸命でした。

○司会者

ありがとうございました。

4番、5番、6番の方が担当されたのは、先ほどお話に出ました屋久島の放火事
件ということで、鹿児島県内では新聞、テレビ等で大きく報道された事件でありま
したし、審理、評議合わせて8日間かかるという比較的長い事件でございました。
また、事件の中身も、二人が放火で死亡されるという痛ましい事件でもありました。
こういった審理期間の長さですとか事件の重さといったことから、肉体的、精神的

な御負担がどうであったか、あるいはそうした負担があったとして、その後現在までの日常生活に影響を及ぼしているかどうかについて御意見、御感想をいただければと思います。

4番の方、いかがでしょうか。

○経験者4

裁判中1日でも出席できない状況になってしまったら、次から裁判員ができないということで、遅刻しないように頑張って起きなきゃっていう意味での負担はありました。それ以外では、自分は割と意見を言うてしまうほうだったので、出しゃばり過ぎてないかなというようにことで少し悩んだこともあったんですけど、逆に、自分が意見を言ったからこういう判決になったと思えるぐらい心残りのないいい意見交換ができたので、評議の結果に対して、後から思い悩むとか、これほどの犯罪ではなかったかもっていうような、そんな思い悩むことはなかったもので、そういう意味での負担はなかったです。

○司会者

5番の方、いかがでしょうか。

○経験者5

今回は8日間という長い間だったんですけども、裁判員に選ばれてから4、5日間があったので、職場の方たちとの引継ぎとかそういう点では、やはり間をあけて参加できたのは良かったと思います。

あと、身体的負担というのは、朝、家庭のことを済ませてから出るというのがちょっと大変でした。精神的な負担ですけど、今回は量刑ということだったので、これがもし、自分の意見とかで有罪、無罪を決めるということであつたらやはり負担だったのではないかなと思いました。

○司会者

ありがとうございました。では、6番の方、いかがでしょうか。

○経験者6

自分は家庭におさまっていますので、朝から夕方帰ってくるまでちょっとした緊張感がありました。それはいい意味の心地よい緊張感であったので良かったと思います。

この屋久島の事件というのは、被告人が高齢者で、量刑を争っているという内容で、20年という判決が下りましたが、被告人が控訴したということが年齢から考えてすごくショックでした。被告人の性格もあるかもしれないですけども、自分のしたことに対して、もっと真っ当に向き合っていたきたいなと思いました。

○司会者

事件としては、放火であったり死亡という、非常に重い内容であったわけですが、そういう点で精神的に負担を感じるということはなかったでしょうか。

○経験者6

公判中の証人尋問の中で、被害者の方々の意見などを聞くとすごく身につまされました。それを聞いている被告人はどういうふうな心の内容だろうかというのがありました。

○司会者

ありがとうございました。

それでは続いて、証拠調べの分かりやすさ、審理の内容について少しお聞きしたいと思います。

1番の方、2番の方の事件では、被害者が法廷に出てきて証言するという手続ではなくて、捜査段階で作成された被害者の供述調書を法廷で検察官が朗読するという形で証拠調べが行われたと思います。これは強制わいせつという性犯罪絡みでもあったことから、恐らく被害者を呼ぶのは控えたのかなと思われそうですが、被害者から直接話を聞けなかったということで、この事件の内容を把握する、あるいは刑を決める評議をする際に何か支障なりお困りになる点がなかったでしょうか。本当は被害者から直接聞いたかったなというふうな御感想がおありかどうか、あるいは供述調書の朗読そのものが分かりやすかったかどうか、そういった点について

少し御意見を伺いたいと思いますが、1番の方、いかがでしょうか。

○経験者1

供述調書の朗読を検察官がされたんですが、はっきり言って分かりにくかったです。恐らく被害者が言われたことをそのまま書きとめられたんだろうとは思いますが、聞いていて少し分かりにくいところがありました。実際、直接聞きたかったなというのが率直な感想です。それから、それを受けて被告人の方は、よく覚えてない、被害者がそう言っているんだったら間違いないだろうとさっさと認めていく様子というのも少し違和感がありました。

○司会者

供述調書の朗読が分かりにくいというのは、書いてある言葉が分かりにくいのか、あるいは朗読の仕方が余りうまくないのか、具体的なところで何か感じられたところがありましたでしょうか。

○経験者1

内容も、文として見ると決して整っていないので、それこそ被害者が言われたことをそのまま書きとめられて、それを朗読されたんだろうなっていうような感じでした。検察官の方も淡々と決して感情を移入されたりしないで読まれていたので、それも併せて分かりにくかったという感想です。

○司会者

ありがとうございました。2番の方、いかがですか。

○経験者2

私も、被告人が状況はあいまいながらも認めていたので、それで被害者が出てこなかったことに関して、それが判断に影響したということはないです。

先ほども1番の方が申し上げた供述調書については、これはそういう順番なのか知らないけど、最初、ずっと文章で説明をされて、後で犯罪のあった地区の状況とかの写真がまとめてぼんぼんぼん出てきたんですけども、最初に犯罪が起こった場所の地図などを示していただければ分かりやすかったんじゃないかなと思います。

自分はある程度、その場所に土地勘があったものですから、この辺で被告人が被害者を見つけて、この辺でしたんだなっていう、大体の感覚があったんですけども、全く土地勘がない人だったら、被害者を見つけてどれぐらいしてという時間の経過がなかなか分かりづらいんじゃないかなというのは考えました。後で写真でぼんぼんと出されて、ああ、やっぱりそうだったんだという形で自分は納得した次第だったので、できたらその辺うまくミックスして、時間の経過ごとに写真と地図を出していただければ分かりやすかったんじゃないのかなと感じました。

○司会者

つまり、証拠の相互の関係をちゃんと関連づけて一緒に出してもらえば分かりやすかったのに、時間的に間を置いて後で写真が出てきたりしたんで分かりにくかったと。その関連づけの問題ですね。

○経験者2

ですね。最後、私から犯罪の起きた場所の地図を出してくださいって言ったような覚えがあります。

○司会者

調書の朗読については、1番の方と同じような御感想でしょうか。

○経験者2

そうですね。ゆっくりはっきりおっしゃっていらっしゃるなっていうのは感じましたけども、どこに重点がというのがちょっと分かりづらかったかなというのは感じました。

○司会者

ありがとうございます。

4番、5番、6番の方の事件ですが、こちらは、捜査官も複数聞き、被害者や遺族の方も証人で出られたり、それから精神科のお医者さん、これは被告人の精神障害と犯行との関係について証言されたということで、多くの人の証人尋問をお聞きになったかと思えますし、一方では、法廷に出てこられずに、先ほどの1番、2番

の方の事件と同じように、供述調書の朗読で証人尋問に代えるという取調べもあったかと思います。供述調書の読み上げというスタイルと法廷に証人として出てこられて生の声を聞くというのと、比較してどうであったかということをお聞きしたいと思います。

それから、特に精神科のお医者さんの証言では、専門用語もたくさん出てきて、理解するのも難しかったかなと思います。その点も含めて御意見をいただきたいと思います。

4番の方、いかがでしょうか。

○経験者4

まず、検察官の冒頭陳述メモで、図や画像も見せてもらったりして説明くださったので、事件の流れは新聞ぐらいでしか知らなかったけれども、犯行に至るいきさつから全部説明してくださったので、分かりやすかったと思います。

お医者さんの話も、年齢的にちょっと痴呆が入ってしまって覚えてないのか、それとも自己防衛で自分が覚えてないって言っているだけなのかの判断をするためには、すごく参考になって良かったと思います。

○司会者

調書の朗読という点についてはどうですか。1番、2番の方の意見では、中身が少し分かりにくかったという御感想もありましたけども。

○経験者4

いえ、検察官がはきはきと、とても大きな声で朗読されたので、聞き取りやすかったと思います。

○司会者

5番の方はいかがでしょうか。

○経験者5

やはり冒頭陳述メモがあったのは、どのようないきさつがあつてこういうことになったということがとても分かりやすくて良かったです。

あと、当日いきなり法廷に行って座ること自体が自分にとってはちょっと雰囲気にもなじめなくて、1番の方が言われたように、1回でも傍聴席からその様子でも眺めて体験できれば、もうちょっとその雰囲気に飲まれずに冷静に話が聞けたりできたんじゃないかなというふうに感じました。できれば、裁判員に選ばれた後、そういう体験ができればいいかなと思いました。

○司会者

供述調書の朗読と、証人が生の声で証言されるのと両方あったわけですが、比較してみてくださいか。

○経験者5

普段聞き慣れない言葉とかがどうしても出てきて、理解できないところがやはりありました。

○司会者

それは供述調書でしょうか。

○経験者5

供述調書ですね。普段、自分たちには全然経験することがないようなのが次から次に読まれて、それで理解できにくいところもありました。そういう文章があったり、証拠品を見せられたりして、休憩を挟みながら後半は少しずつ理解できるようになりました。最初の1、2時間はその雰囲気に飲まれたところもありました。

○司会者

ありがとうございました。

6番の方はいかがでしょうか。

○経験者6

冒頭陳述については、今、お隣に座っていらっしゃる（検察官の）桑田さんだったので、声も大きくて、私は補充裁判員だったんですけれども、すごく心に響く声で良かったと思います。

内容についても、そんなに難しいとは感じなかったです。公判中、被告人は分か

らないとか、覚えていないとかいう感想を繰り返していたんですけども、年齢的に認知症が入っているのかなというふうな思いがありましたが、精神鑑定のお医者さんの鑑定を聞くことによって、すごく興味深く、なるほどなという気持ちになりました。

○司会者

お医者さんに対する尋問については、いろいろ専門用語が飛び交うので、裁判官でもすぐには理解しづらいところもあるんですけど、理解するのに苦労されたということはなかったですか。

○経験者6

映像とかのモニターなどを通して、そんなに理解するのに困らなかったと思います。

○司会者

ありがとうございました。

今、証拠調べについてお聞きしたところですけども、証拠調べの点も含めて検察官、弁護人の法廷での活動、発言の仕方とか態度、発言の内容、そういった点について御感想がおありかなと思います。何でも遠慮なくお話しいただきたいと思いますが、1番の方からいかがでしょうか。

○経験者1

裁判員にも分かりやすいようにしていただいているというのがよく伝わってきましたし、それは感じました。分からないことは、評議の中で裁判官から分かりやすく説明していただきましたし、検察官や弁護士にこうしたらいいのにとというような希望等はなかったですが、先ほど申しましたとおり、検察官からもうちょっとはっきり言ってもらえれば分かりやすかったというところはありません。

○司会者

内容によっては、後で評議室で裁判官から「あれはこういうことなんですよ。」という説明を受けて初めて理解できたようなこともあったんでしょうか。

○経験者 1

そうですね。私たちは法の決まり事とかそういったことについて無知な面がたくさんありますので、そういったことを含めて分かりやすく説明していただきましたし、証拠について振り返るときにそれを提示していただいたりしました。

○司会者

評議室に帰ってから裁判官の説明を聞いて、「ああ、そういう意味だったのか。」と理解できたこともあったということでしょうか。

○経験者 1

それもございましたが、法廷の中で全く分からなかったということではなくて、あいまいなところをより明確にしてもらえたという感じです。

○司会者

はい。2番の方、いかがですか。

○経験者 2

私も1番の方と全く同じ意見です。弁護人、検察官の説明は全く問題ないというか、元々が罪を認めていたので、量刑だけの話で、求刑が6年、弁護人のほうが懲役3年で、その間を決めるような形だったこともあるかと思いますが、その辺で不自然に思うようなことはございませんでした。

○司会者

ありがとうございます。

3番の方は、検察官、弁護人に対する注文とか要望、苦情など何でも構いませんが、何かありましたらお願いします。

○経験者 3

注文とか要望はございませんが、初めての体験だったんですけども、検察官の毅然とした態度ですね、言葉遣い、裁判っていうものはこういう空気の中でやっているんだなという感じを受けました。

○司会者

ありがとうございます。

4 番の方はいかがですか。検察官，弁護人の訴訟活動について。

○経験者 4

弁護人の方の発言が，まず声がとても小さくて分かりにくかったことと，発言内容が私にとっては十分でなかったので，評議に取り入れるにはちょっと不十分かなというのがありました。具体的には，強制退去を言われて，今後どこに行けばいいのか，どうしたものかという心情で書かれていたんですけど，役所の方が市の施設を紹介したりしているのに，それについては一切触れてなかったり，自分の悪口を言っている近隣住民からの侵害を止めさせるためにやったことだからとか書いてあるんですけど，そうだとすると，火をつけたのは自分だっていうのが分からないということにはならないので，それは理由になるのかなとか，いろいろと疑問に思うまま終わってしまったので，なかなか難しかったです。

○司会者

今の前半のお話は，きっかけが自宅からの退去を迫られていて，それで放火するということになったようですが，退去をする際に，市の担当者が施設を世話しているのに，その点について弁護人は何も触れてなかったということですね。

○経験者 4

後からその事実を知ったときに，不十分かなと思いました。

○司会者

客観的な証拠関係と弁護人の御主張とが必ずしも合致してなかったということでしょうか。

5 番の方は，検察官，弁護人の活動とか発言についていかがでしょうか。

○経験者 5

今回の事件で，検察官側の意見は分かりやすかったんですけども，やはり弁護人の声がとても小さかったり，あと，被告人との話合いがうまくなされてこの法廷に出ているのかなっていう雰囲気がありました。

○司会者

具体的に何か思い出される場所はありますか。

○経験者 5

先ほど4番の方が言われたように、弁論要旨に書いてあることについて、被告人と顔を見合わせて、それは違うんじゃないかなってというような会話もあったりしたので、裁判に至るまでに、弁護人と被告人との関わりがどういうふうになっているのか、ちょっと分かりづらいところがありました。被告人と弁護人とが十分に打合せをしていないんじゃないかなっていうふうに感じました。

○司会者

6番の方、いかがですか。

○経験者 6

4番、5番の方と同じでダブってしまうんですけども、弁護人二人の方の声がまず小さいということ、それは隣にいらっしゃる検察官の桑田さんの通る声に比べると、かなり小さくって、ちょっと内容が分かりづらいところがありました。

最初は、専門用語で言われると理解できるだろうかっていう不安がありましたけれども、自分でも十分理解できるレベルの言葉を使って、また、そういう内容のものであったので良かったと思います。

○司会者

ありがとうございました。

裁判所の話に移らせていただきます。裁判官の説明とか、あるいはいろいろな接客の仕方ですとか、評議の進め方、そういった点についてお気づきのところがあれば、遠慮なく御意見をいただきたいと思います。

1番の方からいかがですか。裁判官もいますけど遠慮せずに。

○経験者 1

では遠慮なく。最初、裁判が始まりまして、先ほど言いましたが法的に無知なものですから、なぜ検察側が6年を求刑したのか、弁護側が3年と意見を出したのか、

それすら分からないわけなんですね。強盗致傷にわいせつ罪も入っているので、二つ合わさるとものすごく刑期が長くなるんじゃないかとか単純に考えるんですけど、そこらの関連とかそういった部分を非常に分かりやすく具体的に教えてくださいました。恐らく余りにも知らなさ過ぎるので、裁判官の方々はいら立たれたのではないのかなと思ったんですが、そういう表情を出されることもなく分かりやすく説明して、評議でも意見を出しやすくしていただきました。素人ですので、こうしたら、こうだったらと、「たれば」をどうしても意見として言ってしまおうんですが、それは証拠としてあるからこうなんですとか、決して厳しくではなくて、分かりやすく言っていただきました。裁判というのはこういうものなんだというのを、中身についてもそうですけど、裁判そのものについてもよく理解できるように教えていただきました。非常に感謝しております。

○司会者

特にクレームはないですか。

○経験者 1

ないです。

○司会者

では、2番の方。

○経験者 2

私も裁判が始まる前までは、裁判官っていったらあの黒いのを着て、壇上でむすっとした感じの人かなと思っていたんですけども、実際、自分が参加させてもらって、安永さん、山田さん、金友さんの3人の裁判官には、本当に裁判を事細かに説明していただいて、何事も不安を感じることなく3日間過ごさせていただきました。また、安永さんは見事なイラストを使って分かりやすく説明していただいたので、それもまたプラスで分かりやすくなったところだと思いますし、本当にこの3人の裁判官には1から10まで手取り足取り詳しく教えていただいて、ほめ過ぎてもいいことないと思うんですけども、そういう実感しかないです。この3人の方に教え

ていただいて良かったなというのが率直な感想です。

○司会者

余り評議に深入りするわけにはいかないんですけど、裁判員の方々は自由に自分の意見を述べて、評議はうまくいったという感想でしょうか。逆に、裁判官の説明に納得して、裁判官の意見に引きずられたということはなかったでしょうか。

○経験者2

段階段階の説明をしていただいただけで、評議について立ち入った話は全然なかったもので、そういうのは全くございませんでした。

○経験者1

ちょっと言いそびれたんですが、最初、裁判が始まったときに、検察側が6年、弁護側が3年ということでもう決まっているんじゃないのかと、裁判員っていうのはただ立ち会って、裁判員裁判をやったという形だけ作るんじゃないのっていうような勘違いをしていました。ところが、実際評議に入って裁判官の話を聞いて、そして評議をしていくうちに、いや、そうじゃないんだというのはよく分かりました。

○司会者

ありがとうございます。

では、3番の方は、裁判官がちゃんとよく分かる説明をしてくれたかどうか、あるいは評議の場が何でもものが言える雰囲気であったかどうか、というところはいかがでしょうか。

○経験者3

そこに関しては、一つの問題に対して、どうですか、どうですか、どうですかって、みんなの意見を聞かれて、それで一つ一つ黒板（ホワイトボード）に書いて説明して、問題を解決して、次々に評決していくという評議だったんですね。本当にいい体験をさせてもらいました。

○司会者

ありがとうございます。

4 番の方，裁判官について御感想，手厳しい御意見でも構いませんので。

○経験者 4

裁判官の方々は，慣れない環境のところで評議して緊張している私たちのことを考えてくれたのか，休憩を細かに入れてくださったんですね。その間に自分の意見を整理したり，コーヒブレイクをしながらお隣同士で和気あいあいと評議ではなくてちょっとした意見を交換するような時間を十分とってくださったので，そういう休憩中はフレンドリーにしてもらえたりしたので，評議室でとても緊張したのは初日ぐらいだったと思います。なので，すごい緊張して，こんな意見を言ったらちょっとだめなんじゃないかなって思うようなびくびくという感じは全くしないで，どんどん意見が言えたんじゃないかなと私は思っているのです，良かったと思います。

○司会者

ありがとうございます。5 番の方，いかがですか。

○経験者 5

4 番の方と同じで，最初の自己紹介のときにすごく雰囲気や和ませるような自己紹介をされて，それで気持ちもかなり楽になりました。

量刑を決める裁判だったんですけど，何年にするかっていうのは私たちは無知なので，こういうときにはこれぐらいの量刑だっていうのを，後半のほうでいろいろ説明していただいたんですけど，もうちょっとその辺の資料が欲しかったかなと思いました。何年とか言われても全然見当がつかなくて，みんなの意見で本当に決まっていくなだかっていうのがあったので，いいかげんな気持ちで何年というのは決められないなっていうのがありました。もうちょっと資料が欲しかったかなと思いました。

○司会者

何かグラフみたいなものはありましたか。

○経験者 5

ありましたけど，ちょっと分かりづらかったです。

○司会者

6 番の方、いかがでしょうか。

○経験者 6

全く過去にない経験をさせていただいて、初日は帰ってからすごく疲労を感じました。でも、後半になっていよいよ明日判決だになっていうときになると、ちょっと寂しいような、もう少し時間をかけても良かったんじゃないだろうかというような残念な気持ちもありました。自分が述べている意見などをホワイトボードに記していただいて、それが一つの文章になり言葉になり、そういうのを見ていたら、自分も本当に裁判員制度のこの公判に参加し、拙い意見でも一つ一つ書きとめていただいているのを見ると、本当に参加している、そういう自覚を日に日に持つようになりました。

過去の裁判においていろいろな量刑がありますが、どのようにしてこういう量刑が成り立っていくのかすごく関心がありましたが、それまでの事案に基づいてこういうことを審議しながら量刑が決まってくんだなと思ったことは、すごい貴重な体験になりました。ありがとうございました。

○司会者

ありがとうございます。

それでは、最後になりますけれども、これから裁判員になられる方に対してのメッセージ、あるいは裁判員制度全般について、最初に話のあった職場の理解ということも含めて結構ですが、制度全般について御意見がございましたら、遠慮なくいただきたいと思います。

1 番の方からお願いします。

○経験者 1

希望してなれるものではないんですが、機会があれば是非積極的に引き受けていただきたいなど、できるだけ多くの方に裁判員を経験していただきたいなと思います。また、先ほども言いましたけれども、自分の身近にそういう人がいたら「頑張

れよ。」と言って、そしてもし悩むことがあれば話を聞いてあげたいという形でかわっていただけらなと思います。

○司会者

ありがとうございました。

2番の方、お願いします。

○経験者2

自分は最初、選ばれたときにはやりたくない度合いが100%だったんですけども、やり終わってからは、本当やれてよかったなっていうのが100%でした。ですから、いろんな方にできるのであればどんどん参加していただきたいと思いますし、子どもさん向けの行事などにもどんどん参加してもらって、いい制度なんで皆さんに知ってもらいたいなというふうに感じております。

○司会者

ありがとうございました。3番の方、お願いします。

○経験者3

被告人の立場に立ってですね、生活環境を第一に考えて、改善の方向に向けてどのように考えていけば良いかっていうことを語ってやるっていうこともいいことではないかと思います。

○司会者

ありがとうございました。

では、4番の方、制度全般についての御意見、これから裁判員になられる方へのメッセージ、何でも構いません。

○経験者4

とてもいい経験になりました。選ばれた方は、是非積極的に意見を述べて、納得した評議内容になるようにしてもらいたいと思います。人の量刑とか決めるということで、心理的負担を感じることがあるかもしれないけれども、評議でしっかり自分の意見を言って、その結果決まったことに対して自分が納得したなら心理的負担

も全然軽いと思います。負担に感じると思っているときは、自分の意見をまだ言い切っていない、みんなで考える余地がまだあるということだと思うので、自分で納得できるような状態になるまでどんどん意見を言ってもらいたいなと思います。

あとは、仕事を持っている人は、選ばれてから裁判が始まるまでの間、そんなに期間があるわけじゃないから引継ぎとかに不安を覚える人がいるかもしれないけど、国の制度として会社も協力することになっていると思うので、割り切って人に任せるとも必要じゃないかなと思います。

○司会者

ありがとうございました。では、5番の方、お願いします。

○経験者5

私も、2番の方と一緒に、最初に選ばれたときは100%やりたくないなと思ったんですけども、経験させていただいて、今まで自分が知らなかったことをたくさん勉強できましたし、職場の人たちにも、もし選ばれたときには、絶対やったほうがいいというような助言もできるのかなと思いました。あと、孫とかいるんですけども、もし、将来的に自分の子どもとか孫が選ばれたときにも、そういう助言ができるので、いい経験ができたなと思います。

○司会者

ありがとうございます。では、6番の方、お願いします。

○経験者6

自分の場合、選任していただいたときに、これといって辞退する理由もなかったので経験させていただきました。また、周りの方から、「裁判員って意見を言わなきゃいけないんでしょう。」っていう話がありました。確かに人それぞれで、評議室という公の場で自分の意見を言うのが苦痛な方もいらっしゃると思うんです。そういう意見を食事のときの井戸端会議的にしゃべるのは意外と苦痛じゃない、でも、いざ構えてしまうとその意見が言いにくい、でも評議室ではやはり言わなきゃいけないときもあります。そういうときは別に無理せずに、周りの方の意見を聞きなが

ら、そのうち一日一日と意見が言えるようになると思うんです。こういう機会を与えていただいた国に対して感謝しております。

○司会者

ありがとうございました。

予定の時間を10分超過してしまいました。まだまだ皆さんには御意見を伺いたいところですが、時間がまいりましたので、今日はこれで終わりにさせていただきます。

皆さんには貴重な御意見をいただきました。今日の御意見を参考にさせていただいて、これからもより良い運営ができますように裁判所も努力していきたいと思っています。今後とも、それぞれの職場で「いい体験だったよ。」というようなことをお話しただくとか、いろんところで御協力をいただきたいと思います。今日はありがとうございました。

第2 報道機関との質疑応答

○鹿児島読売テレビ

経験をしてみて、心境的に変わったこととか、思うところは何かありますでしょうか。

1番の方から、どうでしょうか。

○経験者1

普通の生活をしていれば刑法に関わることというのは全く経験しないわけですね。しかも、こういう機会でもなければ裁判所に来ることもなかったわけですので、裁判というものを少し身近に感じることはできたなということと、自分自身のことを見つめ直す、生き方をこれでいいのかということを考えてみる、そういうことがより強くなったと思います。

○経験者2

私も、裁判所というものが遠い存在だったのが、身近に感じられました。それと

同時に、自分を見つめ直すいい機会になったと思っています。

○経験者3

被告人はどういう生活環境の下にこういう犯罪を起こしたのかということを第一に考えて判決をすべき、というのが裁判員裁判ではないかなというふうに感じました。

○経験者4

この裁判に参加する前にテレビとか新聞とかで流されていた情報は知っていたんですけども、ニュースを見ただけで感じた自分の気持ちと、裁判に参加して背景にあったことなどに詳しくなったり、被害者の方や実際に被告人の話とかを聞いた後に思ったこととは全く違ったりしていたので、表面だけで見るのと実際起こったのがイコールではないんじゃないかなって思います。報道の方の前で言うことじゃないかもしれないんですけども、一つの意見として捉えるようにしようかなって感じ方をしています。

○経験者5

裁判員に選ばれて、今まで裁判所というのは自分には全然関係なくて、足を運ぶ経験もなく、どういう世界なのかも全く分からなかったんですけど、これに選ばれて、どういう仕事を裁判所がしているのかっていうのがすごく興味深くなって、近ごろは新聞も事細かく見るようになりました。それだけでも自分にとっては良かったなと思っています。

○経験者6

今まで裁判所というのはいすごい遠い存在、まして、裁判官というのはい一人間なんですけれども、冗談も通じない、四角四面の方だなって自分自身の先入観で見ました。でも今回、裁判員制度に参加をすることによって、自分もこれから先の生活において、裁くほう、まして裁かれるほうにもならないような人生を歩んでいきたい、そういう気持ちがより一層強くなりました。

○南日本新聞

鹿児島市外から来られていた1番の方、2番の方、5番の方にお伺いします。

先ほど、5番の方から、朝出て来るのが大変だったという話があったかと思いますが、市外からこちらに出てくることで負担を感じられること、よろしければ差支えない範囲で具体的に教えていただければと思います。

○経験者5

最初は、朝、家のことをして、やはり遅刻をしたらいけないというプレッシャーがかなりあったんですけども、出水市からで新幹線があったので参加しやすかったです。ただ、遠い所から来て、ホテルにずっと泊まり込みで参加されていた方もいらっしゃったので、そういう方はかなり負担になったんじゃないかなと思いました。

○経験者1

私は特殊な事情と申しますか、職場は遠いんですが、自宅は鹿児島市にあるものですから、その負担はありませんでした。

○経験者2

私は霧島のほうから来たんですけども、JRを使って40分くらいですので、特段、苦痛というのはありませんでした。

○読売新聞

1番の方にお伺いしたいと思います。

職場自体が裁判員に選任されれば休めるような仕組みはあるけども、それは必ずしも職場から理解を得られるということとイコールではないとおっしゃいましたが、その点は具体的に言うとどういう部分で理解してもらえていなかったと感じられたのでしょうか。

○経験者1

実際、裁判員を経験しないと分からないと思うんです。「制度がこうなっています。例えば、断る理由がこれだけ項目があります。私は断る理由のどれにも該当しません。」と説明してもなかなか伝わらないですね。実際、候補者になって通知が

来て、その資料等を読んだり、裁判員制度そのものにある程度の興味を持って、裁判所のWEBページ等を見た方はある程度理解できるかなと、実際、これは経験しないと分からないのかなというふうに思います。

実際に判決が出ると、その被告人の人生に影響を与えてしまうということは感じるのですが、ちょっと話を聞いてほしいなと思うこともあるんですが、なかなか理解していただかないと分からないというところがあります。ここにいる裁判員経験者とは同じ経験をしていますので語れるところがあるのですが。ですから、先ほどの意見交換でも言いましたけれども、私たちはこういうことになってこうなんだよというのを分かってもらうように、生の声で伝えていけたらなというふうに思っています。理解できていない部分の中核のところはちょっと言えない部分もあります。申し訳ございません。

○南日本新聞

現住建造物等放火の裁判を担当された方にお伺いします。

ほかの裁判員経験者と違って、被告人が控訴したということで、先ほど6番の方から少し話がありましたが、控訴をしたということを知ったときの率直な感想をお聞かせください。

○経験者6

控訴するかもしれないという情報は新聞等に載る前に少しありました。それから何日かしてから新聞に掲載されました。そのときは、全く罪の意識はないんだな、確かあの法廷では、被害にあった方々に対して述べた言葉ではないですけども、一応、悔い、ごめんなさいというそういうふうな言葉はあったにもかかわらず控訴したというのは、何て身勝手な方、何をこの人は求めているんだろうなって、そんなふうに思いました。

○経験者5

6番の方と同じです。

○経験者4

一番最初に思ったのは、ああやっぱりしたんだっていうことでした。自分はするだろうなっていう思いだったんですけど。何でそう思ったかっていうと、最後に裁判長から、「今回はこの判決だけれども、不服があつて控訴するんだったら何日間のために申請してください。」という説明が被告人の方にあつたんですけども、そのときに、うなずいていたような感じだったんですね。ということはやっぱりやる気あるのかなみたいなのがあつたんです。自分的には、不満があつて控訴するんだったら、最後に「何か言いたいことがありますか。」とか、私自身も質問したこととかあつたんですけども、それについては全て「分かりません。覚えていません。」というので一貫していたので、それだったら、先にその場で何か言えば良かったんじゃないのかなっていう疑問があつたりしたんですけども、控訴するだろうなって、その被告人の態度を見て思つてはいました。

○司会者

それでは、時間もまいりましたので、これで終わりにいたします。

今日は、本当にありがとうございました。